

令和7年度  
神山森林公園魅力創出計画策定事業委託業務  
プロポーザル募集要項

令和7年10月  
徳島県農林水産部林業振興課

# 目 次

第 1	目的 .....	1
第 2	事業概要 .....	1
第 3	スケジュール.....	1
第 4	募集要項等の配布.....	2
第 5	審査の体制.....	2
第 6	応募者の参加資格及び条件.....	2
第 7	提出書類 .....	3
第 8	応募に際しての留意事項.....	5
第 9	審査及び結果通知.....	6
第 10	現地説明会の開催.....	7
第 11	留意事項.....	8
第 12	法令の遵守.....	8
第 13	事務局 .....	8

## 第1 目的

本要項は、令和7年度神山森林公園魅力創出計画策定事業委託業務契約の相手方を選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

徳島県立神山森林公園（以下「神山森林公園」という。）は、開園から35年が経過し、施設の老朽化が見られる中、県では、当公園施設のリフレッシュを進めるため、長年の使用による劣化だけでなく、現在の安全基準を満たしていないなど利用上の重要な問題を抱えるフィールドアスレチック等の遊具を解体撤去することとしている。

そこで、本業務では、開園40周年に向けて、今後整備する新たな遊具等について基本構想となる「神山森林公園魅力創出計画」を策定する。

なお、本業務は当公園のさらなる利用促進につながる計画策定に対して、企画力・実行力・想像力を持つ事業者を公募型プロポーザル方式により選定するものとする。

## 第2 事業概要

### (1) 事業名（委託業務名）

令和7年度神山森林公園魅力創出計画策定事業委託業務

### (2) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

### (3) 事業内容

ア 神山森林公園魅力創出計画の策定

イ 神山森林公園魅力創出計画の策定に必要と認められる業務

※詳細については、

令和7年度徳島県立神山森林公園魅力創出計画策定事業委託業務仕様書のとおり。

### (4) 委託業務期間

委託契約日から令和8年3月31日までとする。

### (5) 見積限度額

見積限度額は、4,500千円(消費税込み)とする。

## 第3 スケジュール

	日程	項目
令和7年	10月 7日（火）	募集の公告及び募集要項等の公表
	〃	質問及び一次審査書類の受付開始
	10月23日（木）	現地説明会の開催
	10月31日（金）	募集要項等に関する質問受付締切
	11月 7日（金）	質問に対する回答・公表
	11月14日（金）	一次審査書類の受付締切
	11月19日（水）	一次審査の実施
	〃	一次審査の結果通知
	11月20日（木）	二次審査書類の受付開始
	12月 4日（木）	二次審査書類の受付締切
	12月 9日（火）	二次審査の実施 【プレゼンテーション及びヒアリング】
	12月15日（月）	審査結果の通知及び公表
	12月15日（月）以降	契約・着手
令和8年	3月	完了

※スケジュールは多少前後する場合があります。そのときは、徳島県ホームページで周知します。

#### 第4 募集要項等の配布

- (1) 配布期間  
令和7年10月7日(火)～令和7年11月14日(金)
- (2) 配布場所  
募集要項等は、原則として徳島県ホームページから入手するものとする。
- (3) 配布資料
  - ・令和7年度神山森林公園魅力創出計画策定事業委託業務プロポーザル募集要項
  - ・令和7年度神山森林公園魅力創出計画策定事業委託業務仕様書

#### 第5 審査の体制

- (1) 選定委員会の設置  
令和7年度神山森林公園魅力創出計画策定事業委託業務プロポーザル事業者選定委員会設置要綱により、令和7年度神山森林公園魅力創出計画策定事業委託業務プロポーザル事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。
- (2) 審査方法  
審査は、表-3「令和7年度神山森林公園魅力創出計画策定事業委託業務プロポーザル評価基準」(以下「評価基準」という。)に基づき、選定委員会において、一次審査(資格審査・書類審査)、二次審査(プレゼンテーション審査)による2段階評価を行い、その結果をもとに県が最優秀提案者を決定する。

#### 第6 応募者の参加資格及び条件

応募者は、本事業を効果的・効率的に実施する体制及び能力を有する者(複数法人等による連合体(以下「コンソーシアム」という。))を含む。)とし、各提出書類の受付日において、それぞれ次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 必要な資格
  - ①令和6・7年度の徳島県一般競争入札参加資格業者名簿(測量・建設コンサルタント等業者)(以下「参加資格業者名簿」という。)に登載されている者であること。コンソーシアムによる応募の場合は、その構成員のうち1人以上が上記資格を有すること。
  - ②令和元年度以降で日本国内の公園等において、遊具等の設置又は改修に係る「計画の策定」、「設計」、「施工」のいずれかに係る実績を有し、その契約金額(税込)が300万円/件以上であること。コンソーシアムによる応募の場合は、その構成員のうち1人以上が上記実績を有すること。
  - ③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ④募集の公告日から契約日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象者に該当しない者であること。
  - ⑤暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)でないこと。
  - ⑥暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
  - ⑦役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
    - ア 破産者で復権を得ない者
    - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
    - ウ 暴力団の構成員等
  - ⑧会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立

て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

- ⑨私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- ⑩労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- ⑪特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- ⑫事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等に未納がないこと。
- ⑬コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となっていないこと。
- ⑭手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

## （2）失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

- ア 一次審査の評価点が15点未満の場合
- イ 二次審査において企画提案の評価点（徳島県が別に設置する選定委員会委員の評価点の平均点）が65点未満となった場合
- ウ 参考見積額が、見積限度額を超えた場合

## （3）無効要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は無効となることがある。

- ア 選定委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（募集要項に定める手続きは除く。）
- イ 評価の公平性に影響を与える行為があったと選定委員会が認めた場合
- ウ 募集要項の規定に違反すると徳島県が認めた場合
- エ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
  - （i）提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
  - （ii）様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
  - （iii）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - （iv）虚偽の記載がある場合（契約締結後に事実関係が判明した場合も同様とする。）

## 第7 提出書類

### （1）質問書の受付および回答

#### ア 質問の方法

質問は、質問書（様式第8号）により電子メールにて事務局に提出すること。提出後は、必ず確認の電話連絡を行うこと。

#### イ 受付期間

令和7年10月7日（火）から令和7年10月31日（金）午後5時まで

#### ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年11月7日（金）までに徳島県ホームページにおいて公表する。

### （2）一次審査書類の受付

#### ア 一次審査提出書類

- （i）一次審査に提出する書類は表-1による。
- （ii）各様式は、徳島県ホームページからダウンロードすることとし、枠の微調整は可とする。
- （iii）文字サイズは、11ポイントを基本とし、書体は任意とする。
- （iv）提出部数は、A4・8部（正本1部、副本7部とする。）

表－1

提出書類	様式番号
参加表明書	第1号 又は 第1－2号
添付書類（コンソーシアムの場合、構成員全て） ①法人の場合は登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書）、 個人事業者の場合は個人事業開始届の写し ②会社等の概要が分かる書類（パンフレット等） ③直近2期分の決算書又はこれに類する書類 ④直近の納税証明書（国税・県税に未納がないことの証明）	
コンソーシアム協定書兼委任状 ※コンソーシアムの場合のみ	第2号
参加資格確認票	第3号
参加団体の概要・実績調書	第4号
一次審査課題の提案書	第5号

## イ 受付期間

令和7年10月7日（火）から令和7年11月14日（金）午後5時まで（必着）

※持参の場合、午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日を除く）

※FAX又は電子メールによる提出は不可とする。

## ウ 受付場所

事務局

## (3) 二次審査書類の受付

## ア 二次審査提出書類

(i) 一次審査に合格した者が提出する書類は表－2による。

(ii) 各様式は徳島県ホームページからダウンロードすることとし、枠の微調整は可とする。

(iii) 文字サイズは、11ポイントを基本とし、書体は任意とする。

(iv) 提出部数は、A4・8部（正本1部、副本7部とする。）

表-2

提出書類	様式番号
企画提案書 企画提案書を表紙として、下記事項に関する書類を提出すること。 提案内容 課題① 神山森林公園ならではの環境や立地、地域性を活かした魅力創出に係る提案 課題② 利用者に配慮した遊具等の提案 課題③ 県産材を効率的、効果的に活用した遊具等の提案 課題④ 維持管理経費の低減に係る提案 課題⑤ 工期遵守の提案 課題⑥ その他独自提案	第6号
企画提案に要する添付書類 企画提案書は参考見積書（業務の内訳がわかるもの）を添付して提出すること。	第7号

## イ 受付期間

令和7年11月20日（木）から令和7年12月4日（木）午後5時まで（必着）  
 ※持参の場合、午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日を除く）  
 ※FAX又は電子メールによる提出は不可とする。

## ウ 受付場所

事務局

## 第8 応募に際しての留意事項

- (1) 応募は1参加者（1コンソーシアム）につき1件とする。
- (2) 書類の作成は、A4判片面印刷とする。なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- (3) 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (4) 企画提案書の作成、提出等応募及びヒアリングに要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (6) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。ただし、評価を行う際に必要な場合において、その一部又は全部を複製できるものとする。
- (7) 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (8) 原則として、本事業の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、事業を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- (9) 最も適切な企画提案書を提出した者は、徳島県知事から、その旨を通知した後、速やかに契約を締結する。なお、企画提案書はあくまでも提案者の実施能力等を判断するために行うものであり、委託内容・見積りについては再度調整を行った後に契約を締結する。ただし、最も適切な企画提案書を提出した者であっても、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。
- (10) 事業に当たっては、現地調査等を実施し、必要な現地状況を把握し事業を進めるものとする。

- (11) 契約履行過程で生じた成果物、製作物に係る一切の権利は、徳島県に帰属する。  
(12) 本要項にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

## 第9 審査及び結果通知

### (1) 一次審査

- ア 一次審査は、事務局において資格審査及び書類審査を実施する。応募数が5事業者を超える場合は、二次審査対象事業者5者を選定する。なお、二次審査には、一次審査の結果を反映しないものとする。  
イ 一次審査の結果は、応募のあった全ての事業者に文書で通知する。また、二次審査対象事業者には、二次審査の実施日時・実施場所を通知する。  
ウ 一次審査の評価基準は、以下のとおりとする。

#### 【資格審査】

- ・ 応募者の参加資格を満たしているか。
- ・ 必要書類の記載事項が整っているか。

#### 【書類審査】

- ・ 評価基準に基づく。

### (2) 二次審査

- ア 選定委員会において、企画提案書等のプレゼンテーション審査を実施し、その結果を基に最優秀提案者を選定する。提案者が1者であった場合は、企画提案内容の適否を評価する。  
イ 審査方法は、評価基準に基づき、審査委員が審査項目ごとに評価を行った評価点の平均点（少数点以下第2位を四捨五入。）に、価格評価点の得点（少数点以下第2位を四捨五入。）を加えて競う総合評価方式により行う。  
ウ 二次審査対象事業者は、二次審査に出席し、企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行う。原則非公開とし、1参加者（1コンソーシアム）につき説明時間は20分以内とし、質疑応答を10分以内とする。  
エ プレゼンター及び出席者は、説明者含めて1参加者（1コンソーシアム）につき3名までとする。  
オ 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配付など、事前に提出された企画提案書に記載されていない内容に基づく説明は不可とする。なお、プロジェクター、スクリーン等を利用する場合は、その旨を事前に事務局へ連絡し、機器の接続等について確認すること。  
カ 最高得点提案者が複数あるときは、選定委員会での議決により決定する。

表-3

「令和7年度神山森林公園魅力創出計画策定事業委託業務プロポーザル評価基準」

評価項目		配点	
一次審査の評価			
当プロポーザルへの取組方針	15	30	
実績	15		
二次審査の評価			
企画提案内容	課題① 神山森林公園ならではの環境や立地、地域性を活かした魅力創出に係る提案	30	130
	課題② 利用者に配慮した遊具等の提案	30	
	課題③ 県産材を効率的、効果的に活用した遊具等の提案	20	
	課題④ 維持管理経費の低減に係る提案	20	
	課題⑤ 工期遵守の提案	10	
	課題⑥ その他独自提案	10	
見積書	見積金額 (全評価対象者の最低見積金額/評価対象者の見積金額) × 10 ※小数点以下第2位を四捨五入	10	

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は全ての提出者に対し、文書により通知するとともに徳島県ホームページにおいて公表する。ただし、審査の経緯については公表しない。

イ 審査結果に対する異議申立ては受理しない。

(4) 参加表明の秘匿

審査は公平性を担保するため、審査は全て匿名で行い、参加表明をした事実の公表は、二次審査の結果公表まで行わないこととする。

第10 現地説明会の開催

本事業の実施に際し、現地説明会を開催する。

(1) 開催日時

令和7年10月23日(木) 午前9時30分から午前11時00分まで

(2) 開催場所(集合場所)

徳島県名西郡神山町 徳島県立神山森林公園「森林学習館」

(3) 内容

ア 公園の概要及び利用状況の説明

イ 現地案内

ウ その他

(4) 申込方法

参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書(様式第9号)により電子メールにて令和7年10月21日(火)までに事務局に提出すること。提出後は必ず確認の電話連絡を行うこと。

(5) その他

ア 説明会の参加は、1者につき3名までとする。

イ 募集要項、仕様書の書類は各自で用意すること。

## 第 1 1 留意事項

### (1) 企画提案の履行

受注者は、企画提案書および契約書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。

ただし、企画提案書のうち、明らかに業務に不利益と認める場合は除くものとする。

### (2) 契約金額

契約金額は原則として、当該参加者が提出した参考見積書の金額以内とする。

## 第 1 2 法令の遵守

本業務の実施に際し、建築基準法、消防法、建築士法、建設業法その他関係法令・規則等を確実に遵守しなければならない。

## 第 1 3 事務局

徳島市万代町 1 丁目 1

徳島県農林水産部林業振興課 森林利用・木育担当

電話 088-621-2463

MAIL ringyoushinkouka@pref.tokushima.lg.jp